

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第10号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和61年岩手県規則第14号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。